

# 恵那市水道工事標準仕様書

2011

恵那市役所 上下水道課

# 水道工事標準仕様書

第1章	総則	-----	1		
	第1節	一般事項	-----	1	
		1・1・1	適用	-----	1
		1・1・2	関係法令の遵守	-----	1
		1・1・3	疑義の解釈	-----	1
		1・1・4	書類の提出	-----	1
		1・1・5	現場付近の住民等への説明	-----	1
第2章	管工事	-----	2		
	第1節	一般事項	-----	2	
		2・1・1	適用	-----	2
		2・1・2	布設位置	-----	2
		2・1・3	材料の検査	-----	2
		2・1・4	試掘調査	-----	2
	第2節	仮設工事	-----	2	
	第3節	土工工事	-----	3	
		2・3・1	掘削	-----	3
		2・3・2	土留工	-----	3
		2・3・3	埋設物の保護	-----	3
		2・3・4	覆工	-----	4
		2・3・5	埋め戻し	-----	4
		2・3・6	残土処理	-----	4
	第4節	管布設工事	-----	4	
		2・4・1	配管技能者	-----	4
		2・4・2	管・弁類の取扱い	-----	4
		2・4・3	管の布設	-----	6
		2・4・4	管の接合	-----	7
		2・4・5	既設管の連絡工事	-----	1 1
		2・4・6	分岐工事	-----	1 1
		2・4・7	管の切断	-----	1 2
		2・4・8	弁等の据付け	-----	1 2
		2・4・9	弁室等の据付け	-----	1 2
		2・4・10	異形管の防護	-----	1 2
		2・4・11	管の表示	-----	1 3
		2・4・12	撤去品	-----	1 3
		2・4・13	水圧試験	-----	1 3
		2・3・14	通水	-----	1 4

第 3 章	支給品及び貸与品	-----	1 5	
	第 1 節	支給品	-----	1 5
	第 2 節	貸与品	-----	1 5
第 4 章	材 料	-----	1 6	
第 5 章	道路復旧	-----	1 7	
第 6 章	工事完成図の作成要領	-----	1 8	
第 7 章	様 式	-----	1 9	
第 8 章	水道工事施工管理基準	-----	2 0	
第 9 章	写真管理基準	-----	4 7	

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 一般事項

### 1・1・1 適 用

- (1) 本仕様書は、恵那市が施行する水道工事の施工に必要な事項を定めたもので工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るものである。
- (2) 工事の施工にあたっては、岐阜県建設工事共通仕様書、岐阜県上水・工業用水道工事標準仕様書及び恵那市水道工事標準仕様書によるものとする。
- (3) 仕様書に定めのない事項は、別に定める特記仕様書等による。
- (4) 請負者は特記仕様書、図面又は、仕様書間に相違がないことを確認し、相違がある場合は、監督員に確認しなければならない。

### 1・1・2 関係法令等の遵守

工事の施工にあたり請負者は、工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に行わなければならない。

### 1・1・3 疑義の解釈

仕様書（特記仕様書を含む。）及び設計図書に疑義が生じた場合は、監督員と請負者で協議を行なうものとする。

### 1・1・4 書類の提出

- (1) 請負者は、契約締結後速やかに仕様書に基づき関係書類を提出しなければならない。この場合において、監督員が不要と認めたものについては、この限りでない。
- (2) 工事が完成したときは、仕様書に基づき直ちに関係書類を提出しなければならない。この場合において、監督員が必要と認め指示したものについても同様とする。
- (3) 提出書類の様式は、第 7 章様式によるものとする。ただし、第 7 章様式にないものは別に監督員が指示するものとする。

### 1・1・5 現場付近の住民等への説明

請負者は、工事着手に先立ち工事現場付近の住民等に対し、監督員と協議のうえ、工事施工についての説明を行い、十分な協力が得られ工事が円滑に進捗できるよう努めなければならない。

## 第 2 章 管 工 事

### 第 1 節 一般事項

#### 2・1・1 適 用

本章は、導水管、送水管、配水管の布設工事に適用する。尚電気・機械設備工事については、岐阜県上水・工業用水道工事標準仕様書による。

#### 2・1・2 布設位置

- (1) 管の布設位置及び土被りは、設計図により正確に決定すると共に、地下埋設物等を正確に把握しておくこと。又、施工順序、施工方法、使用機器等について、監督員と充分打合せを行った後工事に着手しなければならない。
- (2) 新設管と既設構造物との離れは、30 cm以上を原則とし、これにより難しい場合は、監督員並びに該当する管理者と協議のうえ施工しなければならない。
- (3) 設計図又は施工図により難しい場合は、監督員と協議のうえ決定しなければならない。
- (4) 起工測量を行ない変更あるなしにかかわらず測点間延長、使用材料等の報告を監督員にすること。

#### 2・1・3 材料の検査

設計図書において事前に監督員の検査を受けるものと指示された材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査を得なければならない。

#### 2・1・4 試掘調査

- (1) 地下埋設物等がある場合は、工事の施工に先立って試掘を行い位置の確認をすること。
- (2) 試掘調査に当たっては、地下埋設物の管理者の立会いを求めその指示を受け適切な措置を講じること。
- (3) 試掘は原則として人力掘削とし、埋設物等に充分注意し、損傷を与えないようにすること。
- (4) 掘削箇所は即日埋め戻しを行い、仮復旧を行うこと。尚仮復旧箇所は随時巡回点検し、保守管理すること。

### 第 2 節 仮設工事

- (1) 仮設管に鋼管を使用する場合は、内面ポリ粉体塗装仕様とする。
- (2) 仮設管の布設位置は、本工事、関連工事及び第三者等により、事故の起きない場所とするとともに、最短距離とすること。
- (3) 仮設管に車両等の荷重がかかる場所には、その荷重に十分に耐え得る

構造とする。

(4) 仮設管が冬期に渡る場合は、凍結等に対する十分な措置をすること。

### 第3節 土工工事

#### 2・3・1 掘削

- (1) 掘削は、交通安全、保安、土留、排水、覆工、その他必要な設備を整えたうえ、着手しなければならない。
- (2) 一日の施工区間の長さは、その日のうちに埋め戻しが完了できる長さとする。
- (3) 舗装の取壊しは、カッター等で縁切りを行い、他の舗装部分に影響を与えないようにしなければならない。
- (4) 掘削土は、舗装部を取り除き、埋め戻し土（良質土、砂、砕石等）と混ぜられないように、又作業に支障とならないように処理しなければならない。
- (5) 掘削敷は、不陸のないよう均一に仕上げるとともに、掘削敷に岩石、コンクリート塊等固い突起物が露出した場合は、管底より10cm以上は取り除き、良質土等で置き換えなければならない。
- (6) 継手堀は、所定の接合作業の完全を期せるように行い、湧水及び滞水のある場合は、ポンプあるいは排水溝を設ける等して排除し、管内に汚水等が流入しないようにしなければならない。
- (7) 掘削深さに対し、土質に見合った安息角を得られない場所においては、必ず土留工を設け、他の部分に影響を与えないようにしなければならない。
- (8) 機械掘削をする場合は、施工区域全般にわたり、地上、地下埋設物に充分注意して行わなければならない。
- (9) えぐり堀（すかし堀）を行ってはならない。
- (10) 直掘の掘削深さが1.5mを超える場合は必ず土留工をしなければならない。

#### 2・3・2 土留工

- (1) 土留工は、土圧、その他の荷重に充分耐え得る材質、構造とすること。
- (2) 土留の構造、施工方法については、必要により土質調査等を行い決定すること。
- (3) 土留材の打ち込みに際しては、地下埋設物に損傷を与えることのないよう、十分に調査し施工しなければならない。
- (4) 矢板等土留材の引き抜きは、地盤が十分に締め固まった後、引き抜くこととし、その空隙には砂を充填しなければならない。

#### 2・3・3 埋設物の保護

- (1) 掘削中、埋設物が認められたときは、埋設物管理者及び監督員に報告しその指示を受け施工しなければならない。
- (2) 埋設物の保護が必要な場合は、埋設物管理者と協議のうえ、その指示により適切な措置を講じなければならない。

#### 2・3・4 覆工

- (1) 覆工は、設計図で指定した箇所、又は道路管理者若しくは所轄警察署の施工条件として指示された場所、その他現場状況により必要と認められる箇所に確実に設置すること。
- (2) 覆工施設に使用する材料は、荷重に対し充分耐え得る材質、寸法とし、原則としてすべり止めのついた覆工板とすること。
- (3) 覆工は、路面と段差のないよう設置するとともに、常時点検し、良好な状態を保ち、交通安全に努めなければならない。
- (4) 覆工の表面は、すべり止めのついた構造とすること。

#### 2・3・5 埋め戻し

- (1) 埋め戻しに掘削土を使用する場合は、転石、異物等を除去して使用しなければならない。
- (2) 埋め戻しは、片埋めにならないように注意しながら、厚さ30cm以下ごとに充分締め固めなければならない。
- (3) 埋め戻しは、管、その他の埋設物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないよう注意して行なわなければならない。

#### 2・3・6 残土処理

- (1) 残土は、設計書によるもののほか特に明記の無い場合は自由処分とし処分先について監督員に報告しなければならない。
- (2) 残土の運搬にあたっては、荷台にシート等をかぶせるなど安全な運搬に必要な措置を講じなければならない。
- (3) 処分地は、災害を防止するための必要な措置を講じなければならない。
- (4) 処分地の借地、補償、整地、仮設物の架け払い等に要する一切の費用は、請負者の負担とする。
- (5) 建設副産物及び建設廃棄物は、建設副産物適正処理推進要綱、建設物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、岐阜県建設発生土管理基準並びに建設廃棄物の処理方法に従って適正に処理しなければならない。
- (6) 残土を農地へ処理する場合は、農地転用若しくは農地造成届が必要となるので、農業委員会と協議の上施行すること。

### 第4節 管布設工事

#### 2・4・1 配管技能者

配管作業（継手接合を含む。）に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し、熟練した者でなければならない。

#### 2・4・2 管・弁類の取扱い

- (1) 铸铁管の取扱いは、次のとおりとする。
  - ① 管を積降しする場合は、台棒等を使用し巻おろすか、又はクレーン等で2点吊りにより行うこと、尚この場合にワイヤーを使用する場合

は、管外面を傷つけないよう必ずクッション材を使用すること。

- ② 又は、積降しする場合は、必ずクッション材を敷き、管を 損傷させないように充分注意して行うこと。
- ③ 管軸方向の移動にあたっては、鉄パイプ、木棒等を管端に差し込むなどして、内面塗装をいためるような方法を使用してはならない。
- ④ 保管にあたっては、必ず転がり止めをあて、保安上安全を期すこと。尚管の積み重ね段数は、次表－1による。

表－1 管の許容積み重ね段数

呼び径 (mm)	有効長 (m)	枕木数 (本)	許容積み重ね段数	
			1種管	3種管
75	4	3	26	16
100	4	3	26	16
150	5	4	25	16
200	5	4	18	11
250	5	4	13	8
300	6	5	11	8
350	6	5	8	6

(2) 鋳鉄管付属品の取扱いは、次のとおりとする。

- ① ゴム輪は、直射日光、熱等に直接さらされると劣化するので、屋内（乾燥した冷暗所が望ましい。）に保管し、梱包ケースから取り出したあとはできるだけ早く使用すること。
- ② ゴム輪は、油、溶剤等が付着しないよう注意して使用すること。
- ③ 押輪、ボルト・ナットは、放り投げる等しないよう丁寧に取扱うこと。

(3) 塩化ビニル管の取扱いは、次のとおりとする。

- ① 管の保管は、できる限り井桁積みとし、下場には1m間隔以内に管台を敷き、かつ、積み重ね高さを1.0m以下とし、管が崩れないように必ず転がり止めを設けること。
- ② ビニル管は、長期間直射日光に当たると、衝撃強度が劣化する傾向にあるので、風通しの良い直射日光の当たらない所に保管すること。
- ③ 配管するにあたっては、管のそり、変形、変色を防止し、配管材料を正しく使うために細心の注意をすること。

(4) 鋼管の取扱いは、次のとおりとする。

- ① 管を吊る場合は、原則として両端の非塗装部分に台付けをとる2点吊りにより行うこと、塗覆装部分にワイヤーをかける場合は、必ずクッション材を使用すること。
- ② 管の支持材等は、据付け直前まで取り外さないこと。
- ③ 移動にあたっては、塗覆装面及び管先に損傷を与えないよう細心の注意を払って取扱うこと。



- (5) ポリエチレン管の取扱いは、次のとおりとする。
- ① PE管は、傷つき易いので、放り投げたり、引きずったりしてはならない。
  - ② 保管は、必ず平坦な場所に横積みとし、積み重ね高さは1 m以下とすること。
  - ③ 保管場所は、管が加熱されるおそれのある場所には保管してはならない。
  - ④ 管端が直射日光に当たると材質が劣化する恐れがあるので必ず端末キャップを付けること。
- (6) 配水用ポリエチレン管の取扱いは、次のとおりとする。
- ① 管の保管は、屋内保管を原則とし、メーカー出荷時の荷姿のままとする。現場で屋外保管をする場合はシートなどで直射日光を避け、熱気がこもらないように風通しに配慮すること。
  - ② 保管する場所は、平坦な場所を選び、まくら木を1 m間隔で敷き、不陸が生じないように横積みにする。なお、井桁積みにはしないようにすること。
  - ③ 継手及びEF受口部の保管は屋内保管を原則とし、現場で屋外保管をする場合はメーカー出荷時の段ボール等の梱包状態のままシート等で覆うこと。
- (7) 弁類の取扱いは、次のとおりとする。
- ① 弁類は、直接地面に接しないよう、角材等を敷いた上に置くこと。
  - ② 吊り上げる場合は、弁軸に垂直に吊り上げること。無理な吊り上げにより、弁軸等に損傷を与えてはならない。
  - ③ 内外面の塗装に損傷を与えないよう細心の注意を払って取扱うこと。

### 2・4・3 管の布設

- (1) 管の布設に先立ち、管体検査を行い、亀裂その他の欠陥のないことを確認しなければならない。
- (2) 管の布設は、原則として低所から高所へ向け配管し、受け口は高所へ向けなければならない。
- (3) 管の布設にあたっては、充分管内を清掃し、異物などが無いことを確認したうえで、管鑄出し文字を上向きにして布設しなければならない。
- (4) 管の布設は、水糸等を使用し直線となるよう据付けた後、管が移動しないよう胴締めを堅固に行わなければならない。
- (5) 直管による曲げ配管は、継手の伸縮余裕量が減少することとなるので、原則として避けること。やむを得ず曲げ配管をする場合は、次表-2に規定する許容曲げ角度以内を保つように配管しなければならない。

表-2 鑄鉄管の許容曲げ角度

呼び径 (mm)	有効長 (m)	K 形		N S 形	
		許容曲げ角度	管1本当たり許容偏位	許容曲げ角度	管1本当たり許容偏位

75	4	5°	35 cm	4°	28 cm
100	4	5°	35 cm	4°	28 cm
150	5	5°	44 cm	4°	35 cm
200	5	5°	44 cm	4°	35 cm
250	5	4°	35 cm	4°	35 cm
300	6	3° 20'	35 cm	3°	31 cm
350	6	4° 50'	50 cm	3°	31 cm

- (6) 既設埋設物と交差又は近接する場合は、30 cm以上離さなければならない。
- (7) 一日の布設作業終了後は、管内に土砂、湧水等が流入しないよう管端部に蓋をすること。
- (8) 管の布設にあたって、地盤の状況により必要に応じて砂を敷き、又は枕木を並べる等の措置をしなければならない。
- (9) 鞘管内へ鋼管を挿入する場合は、挿入する鋼管の塗装面に損傷を与えないよう充分注意して行わなければならない。

#### 2・4・4 管の接合

##### (1) メカニカル継手

- ① 接合作業に先立ち、さし口端から300 mmの部分の外面及び受口の内面に付着している油、土砂、その他の異物は完全に除去しておくなければならない。
- ② 作業にあたり、まず、さし口とゴム輪には所定の滑剤を塗り、押し輪とゴム輪はその方向を確認してからいったんさし口を挿入る、次に、受け口に対し静かにさし口に挿入し、さし口端と受け口との標準間隔が3 mmとなるよう固定し、ゴム輪を受け口へ密着させ、ボルトを受け口側より挿入して押し輪をナットで締めながら、さらにゴム輪を押し込んでいく。
- ③ さし口が変形している場合は、管切断機により切徐し、接合しなければならない。
- ④ 各ボルトを締める場合は、受け口と押し輪の間隔が全周にわたって均一になるよう注意しながら対称の位置にあるナットを少しずつ締め付ける。
- ⑤ ボルトの締め付けは、必ずトルクレンチにより次表-3に示すトルクまで締め付けなければならない。尚トルクレンチは、定期的に検定を受けたものでなければならない。

表-3 鋳鉄管のボルトの締め付けトルク

ボルト寸法 (mm)	使用管径 (mm)	締め付けトルク			
		横ボルト		縦ボルト	
		N・m	kgf・m	N・m	kgf・m

M 1 6	7 5	6 0	6	1 0 0	1 0
M 2 0	100~600	1 0 0	1 0	1 0 0	1 0

⑥ 外面塗装等が剥離している場合は、必ず防錆措置を講ずること。

(2) 耐震 (NS形) 継手

- ① ロックリング、ロックリング芯出し用ゴムが正常な位置にセットされているか必ず確認すること。
- ② ゴム輪は、その方向を確認し受け口内面の所定の位置に装着する。この時プラスチックハンマーでゴム輪を受け口内面に充分なじまること。
- ③ 所定の滑材を使用し、ゴム輪及びさし口外面のテーパ部から白線までの範囲にムラなく塗布する。
- ④ 2本の管を一直線となるようにし、さし口を受け口に預ける。
- ⑤ 所定の接合器具をセットし、レバブロックでゆっくりとさし口を受け口に挿入する。この時の挿入位置は、2本の白線のうちさし口端側の白線と受け口端が合う位置とする。
- ⑥ 挿入にあたっては、バックホーなどの強力な機械で行なってはならない。
- ⑦ 挿入後は、薄板ゲージでゴム輪の位置を確認すること。

(3) 耐震 (NS形) 異形管継手

異形管継手は上記と同様にして挿入完了後セットボルトを屈曲防止リングがさし口外面に当るまで締め付け、薄板ゲージが通らないことを確認すること。

(4) 耐震 (NS形) 切管施工要領

- ① 切管は1種管を使用し、必ず管軸に直角に切断し、切管のさし口は溝加工及び面取り加工を行なうこと。溝の寸法、位置、面取りの寸法は次表一5に示すとおりとする。

表一5 溝、面取りの寸法、位置

単位：mm

タイプ	呼び径 mm	溝			面取り	
		切り口端から 溝までの距離	巾	深さ	切り口端での 面取り厚さ	巾
タッピンねじ	75~250	15	4.5	2.5	2	4
リベット	75~250	19.4	11	2.5	3.2	9.5

② (タッピンねじ式)

加工部に切管用挿し口リングを専用の拡大器を用いてセットし、シャコ万力で分割部の反対側から仮締めする。

専用のストッパー付きドリルで7~7.5mmの深さの穴をリングのガイド穴に合わせて加工する。この時に貫通しないようドリルの下穴の深さが7~7.5mmであることを確認すること。

プラスドライバーでタッピンねじを締め付けて固定する。

② (リベット式)

加工部に、切管用さしロリングを入れ端面側に寄せ、管に密着するようセットしさしロリングの穴に合わせてφ3.3のドリルで管を穿孔し、さしロリングと結合ピースをリベットで管に固定する。

③ 切り口、溝加工部、面取り部にはダクタイル鋳鉄管用塗料を施すこと。

(5) フランジ継手

① 接合面は、錆、塗装、その他の異物をよく取り除き、溝部を出しておかなければならない。

② ゴムパッキンは、所定のパッキンを使用し、移動しないように固定しながら両面を密着させ、所定のボルト・ナット（SUS製焼付き防止加工）を使用し、片締めにならないよう全周を通じて均等に締め付けなければならない。

表-6 フランジボルト・ナット規格

呼び径 mm	ボルト径		長さ		本数	
	7.5K	10K	7.5K	10K	7.5K	10K
50	M16	M16	75	75	4	4
75	M16	M16	75	65	4	8
100	M16	M16	75	65	4	8
150	M16	M20	75	75	6	8
200	M16	M20	80	75	8	12
250	M20	M22	85	80	8	12
300	M20	M22	85	80	10	12

(6) ビニル管RR（ゴム輪）継手

① さし口、受け口及びゴム輪にひび割れ、ねじれ、その他の損傷がないことを確認すると共に、土砂、その他の異物は完全に除去しておかなければならない。

② 切管は管軸に直角に切断し、さし口は、必ずヤスリ等で面取りを行なわなければならない。面取り巾は、次表-7を参考とする。

表-7 面取り巾

呼び径 (mm)	50	75	100	150
面取り巾 (mm)	8	11	13	18

③ ゴム輪に所定の滑剤を塗り、さし口を受け口に軽く差込み管軸を合わせた後、次表-8に示す長さまで差込まなければならない。

表-8 ビニル管（RR）の差込み長さ

呼び径 (mm)	50	75	100	150
----------	----	----	-----	-----

差込み長 (mm)	1 0 7	1 2 0	1 3 2	1 5 2
-----------	-------	-------	-------	-------

④ 接合後、ゴム輪のねじれ・離脱がないかを必ず確認すること。

(7) ビニル管 (T S) 継手

- ① 切管は、管軸に対して直角に切断し、ヤスリ等で仕上げ、外面をわずかに面取りすること。
- ② 管の外面及び継手の内面の油、埃等を完全にふきとり、所定の接着剤を薄く均一に塗布すること。
- ③ 接合は、接着剤が乾燥しないうちに所定の位置まで差し込み、そのまま夏期で1分、冬期で3分程度保持すること。けっして叩き込みを行ってはならない。
- ④ はみ出した殺着剤は、管に付着しないよう完全に取り除くこと。
- ⑤ 接着剤は、J W W A S 1 0 1 (水道用硬質塩化ビニル管の接着剤) 一般用、H I 用に規定するものを使用すること。

(8) ビニル管・配水用ポリエチレン管用鋳鉄製継手

- ① メカニカル継手に準ずる。

(9) ポリエチレン管の継手

- ① 管端は、管軸に直角に切り揃えること。
- ② 管に袋ナット、リングをセットし胴に挿入して、リングを押し込みながら袋ナットを本体ネジに充分手で締め付けること。
- ③ パイプレンチを2個使用し、充分に締め付けること。

(10) 配水用ポリエチレン管の継手

- ① 切管は、管軸に対し管端が直角になるように切断する。切断に、高速砥石タイプの切断工具を使用しないこと。
- ② 管端から200mm以上の範囲を管全周に渡って行い、管端から差込長さの位置に標線を記入し、切削面をマーキングする。
- ③ スクレーパを用いて管端から標線まで切削する。この時の切削が不十分だと融着不良となるため、マーキングが完全に消えるまで切削すること。
- ④ 管の切削面とE Fソケットの内面全体をエタノール又は、アセトン等を浸み込ませたペーパータオルで汚れを完全に拭き取り、清掃する。清掃はきれいな素手で行い切削面に汚れ・水分を付着させないように十分注意すること。また、清掃後に切削面に触れたり、汚れ・水分を付着させないようにすること。
- ⑤ 融着作業中のE F接合部では水が付着しないよう、十分なポンプアップ、雨天時はテントによる雨よけなどの対策を講じること。
- ⑥ 融着終了後の冷却時間内にクランプを取外したり、砂を埋め戻したりしないこと。

表-9 融着接合の冷却時間

呼び径	50	75	100	150	200
-----	----	----	-----	-----	-----

冷却時間(分)	5	10	15
---------	---	----	----

#### 2・4・5 既設管との連絡工事

- (1) 連絡工事は、事前に施工日、施工時間等について監督員と十分な協議を  
すると共に、断水時間に制約されるので、円滑な作業ができるような作業  
員を配置し配管材料・機材・器具を確認し十分な準備のうえ迅速かつ正確  
に施工しなければならない。
- (2) 既設管の切断に先立ち、監督員の指示立会いのもと該当の管であること  
を確認したのち作業にかからなければならない。

#### 2・4・6 分岐工事

- (1) 異形管、継手等からの分岐をしてはならない。
- (2) 分岐管の方向は、被分岐管に対して直角とすること。
- (3) 分岐は、他の分岐箇所及び継手部より30cm以上離すこと。
- (4) 分岐にあたっては、割T字管、分水栓等が十分な水密性を保持できる  
よう、配水管等の外面に付着している土砂、必要により外面被覆材等を  
除去し、入念に清掃すること。
- (5) 使用する穿孔機は、機種・性能をあらかじめ確認すると共に、常に点  
検整備し、良好な状態を保つこと。決して摩耗したドリル、カッター等  
を使用してはならない。
- (6) 穿孔にあたっては、管の内面ライニング等に悪影響を与えるこのない  
よう、慎重に行なうこと。
- (7) 穿孔後は、管の切り屑、切断片等は完全に排出すること。
- (8) 割T字管を使用する場合は、次の点に留意しなければならない。
  - ① 割T字管の取付は、原則として水平とすること。これにより難しい場  
合は監督員と協議のうえ設置しなければならない。
  - ② 割T字管及び仕切弁は、堅固な受け台に設置し、監督員の立会いの  
うえ所定の水圧試験を行い、これに合格すること。
  - ③ 穿孔は、割T字管等に余分な応力を与えなるとの注意し  
て行い、穿孔後は、割T字管及び仕切弁が移動しないよう保護工を設  
けなければならせない。
  - ④ 鋳鉄管を穿孔する場合は、穿孔口に防食リングを設置しなければな  
らない。
- (9) 交差点内の給水管の分岐をしてはならない。
- (10) 分水栓を使用する場合は、次の点に留意しなければならない。① 分  
水栓の穿孔は、所定のサドル付分水栓及び穿孔機を使用し、管に損傷  
を与えないよう、確実かつ慎重に穿孔すること。
  - ② 鋳鉄管を穿孔する場合は、穿孔口に密着コアを設置しなけれ ばな  
らない。

#### 2・4・7 管の切断

- (1) 管の切断は、所要の切管長及び切断箇所を正確に定め、切断線を全周にわたって入れること。
- (2) 管の切断は、管軸に対して直角に行わなければならない。
- (3) 異形管は、切断してはならない。
- (4) 鋼管の切断は、切断部分の塗覆装材を処理したうえ、ガスバーナー又は切断機で切断し、開先仕上げは既製開先に準じてていねいに仕上げなければならない。ねじ切り加工をする場合は、所定のねじ切り機を使用して行い、付着した切削油は、その場で完全に除去しなければならない。
- (5) 鋳鉄管の切断面は、水道用ダクタイル鋳鉄管用合成樹脂塗料（JWW A K 139）を塗ること。
- (6) ビニル管の切断面は、ヤスリ等で平らに仕上げると共に、内外面を面取りすること。

#### 2・4・8 弁の据付け

- (1) 仕切弁の据付けは、前後の配管の取付け等に注意し垂直に据付けなければならない。
- (2) 据付けに際しては、重量に見合った吊り器具を使用し、安全確実に行なわなければならない。
- (3) 空気弁、消火栓等の据付けは、弁の異常の有無を点検の上、漏水することのないよう確実に据付けなければならない。尚通水後は、空気弁のコック、消火栓の副弁等は必ず開けておくこと。
- (4) 排水弁の据付けに当たっては、その吐き口は必ず放流水面より高くすること。

#### 2・4・9 弁室等の据付け

弁室の据付けは、沈下、傾斜及び仕切弁の開閉軸の偏心を生じないように入念に行わなければならない。

#### 2・4・10 異形管の防護

- (1) 分岐管、曲管及び栓等の防護は、離脱防止継手を原則とし、その設置位置は設計図による。ただし、次表－9に明示する離脱防止延長内に切管等により継手ができた場合は、離脱防止継手を使用しなければならない。（表に示す離脱防止延長は、異形管の受け口又は差し口からの延長である。）

表－10 異形管の離脱防止延長

呼び径 mm	曲 管 m				管末・T字管・片落管 仕切弁廻り m
	90°	45°	22° 1/2	11° 1/4	
75	4.0	3.3	—	—	5.4
100	4.9	3.6	—	—	6.3

150	6.2	4.2	—	—	8.0
200	7.9	5.4	—	—	9.6
250	9.5	7.0	4.0	—	11.3
300	9.9	6.9	4.2	—	12.1

- (2) コンクリート防護等が必要な場合は、設計図によるものとする。
- (3) 防護コンクリートの打設にあたっては、管の表面を良く洗浄し設計図書に従い入念に打設しなければならない。
- (4) 前項以外においても、監督員が必要と認めた場合は、適当な防護方法を講じなければならない。
- (5) 離脱防止継手の許容保持水圧を参考に次表－10へ示す。

表－11 離脱防止継手の許容保持水圧又は離脱防止阻止力

呼び径 mm	許容保持水圧 MPa (kgf / ・)		
	特殊押輪	V P用離脱防止	S II形、NS形
75	3.43(35.0)	1.96(20.0)	55.9(570.7)
100	3.43(35.0)	1.96(20.0)	37.5(382.2)
150	2.77(28.3)	1.96(20.0)	25.0(254.8)
200	1.79(18.3)	—	18.7(191.1)
250	1.30(13.3)	—	15.0(152.9)
300	1.15(11.7)	—	12.5(127.4)

#### 2・4・11 管の表示

- (1) 水道管の埋設位置を明示するため、埋設標識シートを管上30cmの位置へ配置しなければならない。

#### 2・4・12 撤去品

- (1) 工事に際し撤去品が発生した場合は、監督員が必要と認めたものについては、清掃し、指定した場所へ運搬、整理するとともに、現場発生品調書（工事関係書類様式第5号様式）を監督員に提出しなければならない。又不必要と認めたものについては、請負者の責により、関係法令に従い適切に処理しなければならない。
- (2) 既設管の撤去にあたって、再使用の目的で指示したものについては、継手を取外し管に損傷を与えないよう慎重に行なわなければならない。

#### 2・4・13 水圧試験

- (1) 配管完了後は、所定の圧力を保持する水圧試験を行い監督員の確認を受けなければならない。ただし、監督員の承認を得たときは、この限りでない。
- (2) 水圧試験の結果は、所定の水圧テストグラフに工事名、請負者名を明



記のうえ、監督員に提出しなければならない。

#### 2・4・14 通水

- (1) 工事完了後の通水は、原則、監督員が行なうものとし、請負者は立会いのもと、残存物がないことを確認しなければならない。尚通水にあたっての仕切弁等の急激な開閉は、管内に異常な水撃作用を発生させ、水道管の事故の原因となるので絶対に行ってはならない。
- (2) 通水後は、空気、赤水等が管内に残らないよう確実に排除すること。

## 第 3 章 支給品及び貸与品

### 第 1 節 支給品

設計に支給品がある場合は、監督員、請負者立合いのもとに確認した後、支給するものとし、「支給材料受領書」（岐阜県建設工事関係書類様式第 2 号）を監督員に提出するものとする。ただし支給材料の数量と使用数量に誤差が生じた場合は、「支給材料精算書」（岐阜県建設工事関係書類様式第 3 号）により、精算するものとする。尚、請負者は、その形状、寸法等が適当でないと認めるときは、その旨を監督員に申し出ること。

### 第 2 節 貸与品

- (1) 設計に貸与品がある場合は、監督員、請負者立合いのもとに確認した後、貸与するものとする。「貸与品借用書」（岐阜県建設工事関係書類様式第 4 号）を監督員に提出するものとする。
- (2) 貸与品は、その寸法、形状、数量について、「貸与品借用書」（工事関係書類様式第 4 号様式）により監督員に提出するものとする。
- (3) 貸与品の運搬並びに保管は、請負者が行うものとし、その取扱は、慎重に行うこと。
- (4) 貸与品を加工する場合は、監督員の承認を得ること。
- (5) 貸与品を滅失又は損傷したときは、賠償又は原形に復すこと。なお請負者の責によりがたいと認められた場合は、この限りでない。

## 第 4 章 材 料

### 2・1 材料の仕様

- (1) 水道用品として、J I S 及び J W W A で規格化されているものを使用することを原則とする。
- (2) J I S 及び J W W A 規格外の材料を使用する場合は、J I S 及び J W W A の検査方法により検査を行い、規格の基準を満たすことを証明する資料を監督員に提出し、使用の許可を受けたものに限り使用することができる。
- (3) ダクタイル鋳鉄管の仕様は、設計書によるもののほか内面ライニングについて、特に明記の無い場合は内面ポリ粉体塗装仕様とする。
- (4) ダクタイル鋳鉄管の異形管類は、内面ポリ粉体塗装仕様とする。
- (5) ダクタイル鋳鉄管に使用する T 頭ボルト及びナットは、フッ素樹脂塗装品とする。
- (6) ビニル管の仕様は、設計書によるもののほか材質について、特に明記の無いものうち道路下へ埋設する場合は、耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ $\phi$  40 mm 以上は片受け直管）とする。
- (7) ビニル管（ $\phi$  50 mm 以上）における異形管類は、鋳鉄製内面ポリ粉体塗装及び離脱防止付き仕様とする。
- (8) 鋼管の仕様は、設計書によるもののほか塗装について、特に明記の無い場合はポリ粉体塗装とする。
- (9) ポリエチレン管の仕様は、水道用 1 種 2 層管とする。
- (10) ポリエチレン管の継手類は、砲金製型とする。
- (11) 配水用ポリエチレン管の仕様は、設計書による。
- (12) 仕切弁の仕様は、設計書による。
- (13) 仕切弁筐の仕様は設計書によるもののほか、材質について特に明記の無い場合は、コンクリート製鉄蓋付とする。
- (14) 消火栓の仕様は設計書によるものとする。
- (15) フランジ継手のボルト・ナットは、S U S ボルト・ナット（焼付防止）及びフランジパッキンは、全面パッキン（A V パッキン）とする。
- (16) 分水栓は、サドル付分水栓とする。
- (17) 止水栓は、設計書によるもののほか特に明記の無い場合は丸ハンドル止水栓とする。
- (18) 止水栓筐は、設計書によるもののほか型式に特に明記の無い場合は、鋳鉄製（コンクリート枠付）とする。
- (19) 設計図書において事前に監督員の検査を受けると指示された場合は、材料検査願（岐阜県建設工事関係書類様式第 6 号）により、監督員に使用材料の検査を受け合格したのち使用すること。

## 第 5 章 道路復旧

- 5・1 道路復旧工事は、岐阜県建設工事共通仕様書第 10 章路盤工、第 11 章セメントコンクリート舗装、第 12 章アスファルト基層、表層工に準ずる。

## 第 6 章 工事完成図の作成要領

### 6・1 適用

この要領は、配水管及び付属構造物を新設又は改造する工事の請負者が上下水道課に提出する工事完成図について、基準を定めるものである。

### 6・2 完成図の提出

完成図は、SFC形式の電子媒体で提出することを標準とし、これによりがたい場合は、監督員に確認をすること。

### 6・3 表示方法

設計図に実績に基づき朱書にて記入すること。尚、これにより難しい場合は、別図に配管図を作成すること。

### 6・4 図面の作成

#### (1) 平面図

- ① 埋設位置を正確に記入すること。（本管、仕切弁、消火栓、空気弁、給水管等）
- ② 測点を記入すること。（測点間隔は50mを原則とするが、人孔、その他施設物等により埋設位置が移動した場合は、プラス杭を設けること。

#### (2) 配管図

- ① 配管延長を記入すること。
- ② 異形管、仕切弁、給水管等の寸法を明確に記入すること。
- ③ 施設物等によるバンド返し等がある場合は、その詳細図。

#### (3) 横断図

- ① 平面図に記した測点に従って、図面余白部分に順序よく記入すること。尚図面に記入できない場合は、別紙にすること。

#### (4) 構造物

- ① 構造物等は、出来高寸法を朱書きにて記入すること。

## 第 7 章 様式

○様式は岐阜県建設工事共通仕様書による。

参照：岐阜県建設技術基準等電子ライブラリ

工事関係書類様式集

[http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/library/C\\_FMT001/C\\_FMT001.htm](http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/library/C_FMT001/C_FMT001.htm)

施工管理関係様式集

[http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/library/C\\_FMT002/C\\_FMT002.htm](http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/library/C_FMT002/C_FMT002.htm)

## 第 8 章 水道工事施工管理基準

○ 出来形管理基準及び規格値 (単位 mm)

種別	細別	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所
			個々の測定値	10個の測定値の平均		
区画線工		厚さ t (溶融式のみ)	設値以上		各線種毎に、1箇所テストピースにより測定	
		幅 w	設値以上			
舗装工	下層路盤工	基準高▽	±50	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均は適用しない。  コアの採取について ①橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 ②維持工事及び1車線林道においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 ③厚さ管理の頻度 150m <sup>2</sup> 未満 コアの抜き取りはしない 150～300m <sup>2</sup> N=1個 300～2000m <sup>2</sup> N=3個 2000m <sup>2</sup> ～ N=3個+1000m <sup>2</sup> に1個の割合
		厚さ	-45	-15		
		幅	-50	-		
	上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に掘り起こして測定。	
		幅	-50	-		
	加熱アスファルト安定処理工	厚さ	-20	-5	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、右記の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	
		幅	-50	-		
	基層工	厚さ	-12	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、右記の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	
		幅	-25	-		

○ 出来形管理基準及び規格値(単位mm)

種別	細別	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所
			個々の測定値	10個の測定値の平均		
舗装工	表層工	厚さ	-9	-2	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、右記の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個中9個以上の割合で規格値を満足しなかつてはならないとともに、10個の測定値の平均(X10)について満足しなかつてはならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均は適用しない。
		幅	-25	-		
		平坦性	3mプロフィールメータ 標準偏差σ2.4mm以下 直読式(足付き) 標準偏差σ1.75mm以下			
	コンクリート舗装版工	厚さ	-10	-3.5	厚さは各車線を中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1m線上、全延長とする。	コアーの採取について ①橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 ②維持工事及び1車線林道においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 ③厚さ管理の頻度 150m <sup>2</sup> 未満 コアーの抜き取りはしない 150~300m <sup>2</sup> N=1個 300~2000m <sup>2</sup> N=3個 2000m <sup>2</sup> ~ N=3個+1000m <sup>2</sup> に1個の割合
		幅	-25	-		
		平坦性	コンクリート硬化後、3mプロフィールメータにより機械舗装の場合：標準偏差σ2.4mm以下 人工舗装の場合：標準偏差σ3mm以下			
	目地段差	±2		隣接する各目地に対して道路中心線及び端部で測定。		
透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	-	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割合で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。	※歩道舗装に適用する。	
	厚さ	t < 15cm	-30			-10
		t ≥ 15cm	-45			-15
	幅	-100	-			
透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1個コアーを採取して測定。		
	幅	-25	-			
歩道路盤工	基準高▽	±50	-	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割合で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。両端部2点で測定。	厚さは、個々の測定値が10個中9個以上の割合で規格値を満足しなかつてはならないとともに、10個の測定値の平均(X10)について満足しなかつてはならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均は適用しない。	
	厚さ	t < 15cm	-30			-10
		t ≥ 15cm	-45			-15
	幅	-100	-			
歩道舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1個コアーを採取して測定。	コアーの採取について ①橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
	幅	-25	-			



○ 出来形管理基準及び規格値(単位mm)

種別	細別	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所
			個々の測定値	10個の測定値の平均		
舗装工	排水性舗装用路肩排水	基準高▽	±30		施工延長40m(測定間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは施工箇所につき2箇所。	
		延長 L	-200			
	切削オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高と切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることができる。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。 
		幅 w	-25			
		延長 L	-100			
		平坦性	3mプロフィールメーター標準偏差σ2.4mm以下直読式(足付き)標準偏差σ1.75mm以下			
	インターロッキングブロック	幅	-30	-	検査水準C・・・歩道(大型車両乗入れ以外)を適用する。	
		段差	±30	-		
		平坦性	-	-		
		浸透水量※注	300m <sup>3</sup> 以上			

○ 出来形管理基準及び規格値(単位mm)

種別	細別	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
水道	鋼管接合工	管延長	-0% +0.5%	D<700出来高図で計算		
		管基準高 ▽	±50	施工延長100mにつき1箇所以上。施工延長が100m以下の場合、2箇所以上。		
	鋳鉄管接合工 (塩ビ管、ポリエチレン管)	管延長	L<200m	-200		出来高図から総管延長を計算する。
			L≥200m	-0.1%		
		管基準高 ▽	±50	施工延長25mにつき1箇所以上。施工延長が50m未満の場合、2箇所以上。		
		ボルトナット締め 付けトルク	φ75以下	60N・m		全口数
			φ100~600	100N・m		
		融着	インジケータが出ていること	施工延長50mにつき1口以上。施工延長が100m未満の場合、2口以上。		
	管表示テープ	連続				
	管土工	掘削幅 b	-30	施工延長25mにつき1箇所以上。施工延長が50未満の場合、2箇所以上。		
		掘削深 H1	-50 +100			
		敷き砂 h1	-0 +60			
			土被り H2			±50
		砂埋め戻し高さ h2	-0 +60			
			埋め戻し(シートまで) h3			±50
埋設シート		連続				

○ 出来形管理基準及び規格値(単位mm)

種別	細別	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
水道	構造物 (人孔・弁室等)	基準高	±30	現場打ちマンホール毎に測定。	<p>The diagram shows a cross-section of a manhole structure. It consists of an inner rectangular chamber and an outer rectangular frame. The inner chamber has a width labeled 'b' and a height labeled 'h'. The top of the inner chamber has a thickness labeled 't1'. The side of the outer frame has a thickness labeled 't2'. There are horizontal lines on the left and right sides of the structure, representing connections to pipes. A small inverted triangle is shown at the bottom left corner of the inner chamber, indicating a slope or drainage point.</p>
		厚さ t1 t2	±20		
		内長さ b	±30		
		内高さ h	±30		
		マンホール蓋の高さ	路面と凹凸無し	マンホール蓋毎に全数	
	マンホール蓋の位置	開栓器が弁室に当たらないこと	弁室毎に全数		

○ 出来形管理基準及び規格値(単位mm)

種別	細別	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
水道	異形管保護	高さ h	-30	1施工箇所毎に測定する。	
		巾 b	-30		
		長さ L	-50		
		中心線のズレ e	左右50		
	鋼矢板土留工	高さ H	±50	基準高は施工延長25mにつき1箇所。50m未満は、1施工箇所につき2箇所。	
		根入長 L	設計値以上		
		変位	100		

上記のほか、次による。

岐阜県建設工事共通仕様書「出来形管理基準及び規格値」

岐阜県上水・工業用水道工事標準仕様書「出来形管理基準及び規格値」

参照：岐阜県建設技術基準等電子ライブラリ <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/library/index.htm>

○段階確認事項

種別	細別	施工時期	確認項目	確認頻度
土留工		設置完了時	高さ、根入長	1回/1施工箇所
水道	開削	床掘	幅、深さ	1回/口径
		敷き砂	高さ	1回/口径
		砂埋戻し	砂埋め戻し高さ(管上厚)	1回/口径
		管布設完了時	土被り	1回/口径
			ボルト締めトルク	1回/口径
			融着状況	1回/口径

様式は、第15号様式に定める段階確認書 請負者は2部作成し、提出する。  
 確認後は速やかに確認状況写真を提出すること。

○施工状況立会

種別	細別	施工時期
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時
水道	管路	融着接合時(特に表面処理が適正に実施しているか)

ただし、施工管理記録、写真等で確認できる場合は、この限りでない。

様式は、第15号様式に定める段階確認書(実施後の報告書はならない) 請負者は2部作成し、提出する。

○出来形検査基準及び規格値(単位mm)

種別	細別	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所
			個々の測定値	10個の測定値の平均		
区画線工		厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上		各線種毎に、1箇所テストピースにより測定	
		幅 w	設計値以上			
舗装工	下層路盤工	基準高▽	±50	-	基準高は延長100mに1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。幅は、延長200mに1箇所の割で測定。厚さは各車線右記により測定。	厚さは、個々の測定値が10個のうち9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均は適用しない。  コアの採取について ①橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 ②維持工事及び1車線林道においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 ③厚さ管理の頻度 1000m <sup>2</sup> 未満 N=1個以上 1000m <sup>2</sup> 毎に N=1個以上 ④厚さの確認 写真及び管理データにかえることができる。なお、検査員が必要と認める場合は掘り起こし等による。 なお、コア採取位置は施工場所が2車線以上の場合は各車線の中央で採取、1車線しかない場合は車線中央1/4付近左右千鳥で採取。
		厚さ	-45	-15		
		幅	-50	-		
	上層路盤工(粒度調整路盤工)	厚さ	-30	-8	幅は、延長200mに1箇所の割とし、厚さは各車線右記により測定。	
		幅	-50	-		
	加熱アスファルト安定処理工	厚さ	-20	-5	幅は、延長200mに1箇所の割とし、厚さは右記により測定。	
		幅	-50	-		
	基層工	厚さ	-12	-3	幅は、延長200mに1箇所の割とし、厚さは右記により測定。	
		幅	-25	-		

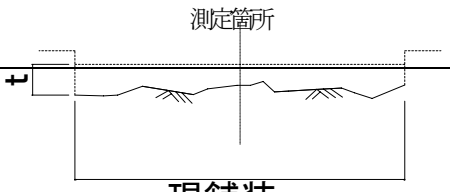
※表層工・基層工について 採取したコアにて密度試験を行うこと。但し、維持工事等(同一配合の合材が100t未満のもの)は除く。

○出来形検査基準及び規格値(単位mm)

種別	細別	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	
			個々の測定値	10個の測定値の平均			
舗装工	表層工	厚さ	-9	-2	幅は、延長200m/1箇所割とし、厚さは右記より測定。	厚さは、個々の測定値が10個/9個以上の割合で規格値を満足しなけれはならないとともに、10個の測定値の平均(X10)について満足しなけれはならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均は適用しない。  コアの採取について ①橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 ②維持工事及び1車線林道においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 ③厚さ管理の頻度 1000m <sup>2</sup> 未満 N=1個以上 1000m <sup>2</sup> 毎 N=1個以上 ④厚さの確認 写真及び管理データにかえることができる。なお、検査員が必要と認める場合は掘り起こし等による。 なお、コア採取位置が施工場所が2車線以上の場合は各車線の中央で採取、1車線しかない場合は車線中央1/4付近左右千鳥で採取。	
		幅	-25	-			
		平坦性	3mプロフィールメータ 標準偏差σ2.4mm以下 直読式(足付き) 標準偏差σ1.75mm以下				
	コンクリート舗装版工	厚さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線右記より水準又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長200m/1箇所以上の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1m線上、全延長とする。	延長100mにつき、1箇所以上隣接する目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	
		幅	-25	-			
		平坦性	コンクリート硬化後、3mプロフィールメータにより機械測定の場合：標準偏差σ2.4mm以下 人手舗装の場合：標準偏差σ3mm以下				
		目地段差	±2				
	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	-	基準高は片側延長100m毎に1箇所の割合で測定。厚さは、片側右記により測定。幅は、片側延長200m毎に1箇所測定。	※歩道舗装に適用する。	
		厚さ	t < 15cm	-30			-10
			t ≥ 15cm	-45			-15
幅	-100	-					
透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長200m毎に1箇所の割合で測定。厚さは、片側毎右記より測定。			
	幅	-25	-				
歩道路盤工	基準高▽	±50	-	基準高は片側延長100m毎に1箇所の割合で測定。厚さは、片側右記より測定。幅は、片側延長200m毎に1箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個/9個以上の割合で規格値を満足しなけれはならないとともに、10個の測定値の平均(X10)について満足しなけれはならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均は適用しない。		
	厚さ	t < 15cm	-30				
		t ≥ 15cm	-45				
幅	-100	-					
歩道舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長200m毎に1箇所の割合で測定。厚さは、片側毎右記より測定。	コアの採取について ①橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
	幅	-25	-				



○ 出来形検査基準及び規格値 (単位mm)

種別	細別	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所 	
			個々の測定値	10個の測定値の平均			
舗装工	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは1000m <sup>2</sup> 以上1箇所以上、現舗装高さ切削後の基準高の差で算出する。幅は、延長200mにつき1箇所以上測定。断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることができる。測定方法は自動横断測定法によること出来る。	現舗装 w	
		幅 w	-25				
		延長 L	-100				
	オーバーレイ工	厚さ t	-9			幅は、延長200mにつき箇所の割とし、厚さは下記により測定、厚さ管理基準 1000m <sup>2</sup> 未満N=1箇所以上、1000m <sup>2</sup> 毎にN=1箇所以上 厚さの確認 写真及び管理データにかえることができる。なお、検査員が必要と認める場合は掘り起こし等による。	現舗装 w
		幅 w	-25				
		延長 L	-100				
		平坦性	3mプロフィールメーター標準 偏差σ2.4mm以下直読式(足付き)標準偏差σ1.75mm以下				

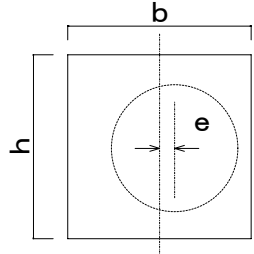
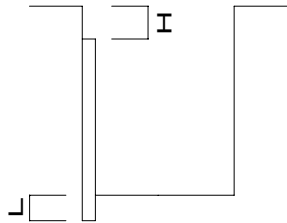
○ 出来形検査基準及び規格値(単位mm)

種別	細別	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所
水道	鋼管接合工	管延長		-0% +0.5%	D<700出来高図で計算	
		管基準高 ▽		±50	測点毎(50m)に確認。施工延長が100m未満の場合は、2箇所以上。	
	鋳鉄管接合工 (塩ビ管、ポリエチレン管)	管延長	L<200m	-200	出来高図から総管延長を計算する。	
			L≥200m	-0.1%		
		管基準高 ▽		±50	測点毎(50m)に確認。施工延長が100m未満の場合は、2箇所以上。	
		締め付けトルク	φ75以下	60N・m	写真により全口数確認	
			φ100~600	100N・m		
		融着		インジケータが出ていること		
	管表示テープ		連続		写真により確認	
	管土工	掘削幅 b		-30	測点毎(50m)に確認。施工延長が100m未満の場合は、2箇所以上。	
		掘削深 H1		-50 +100		
		敷き砂 h1		-0 +60		
		土被り H2		±50		
		砂埋め戻し高さ h2		-0 +60		
		埋め戻し(シートまで) h3		±50		
		埋設シート		連続		

○ 出来形検査基準及び規格値 (単位mm)

種別	細別	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
水道	構造物 (人孔・弁室等)	基準高	±30	現場打ちマンホール毎に全数。	
		厚さ t1 t2	±20		
		内長さ b	±30		
		内高さ h	±30		
		マンホール蓋の高さ	路面と凹凸無し	マンホール毎に全数確認。	
		マンホール蓋の位置	開栓器が弁室に当たらないこと	弁室毎に全数確認。	

○ 出来形検査基準及び規格値 (単位 mm)

種別	細別	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
水道	異形管保護	高さ h	-30	1施工箇所毎に測定。	
		巾 b	-30		
		長さ L	-50		
		中心線のズレ e	左右50		
	鋼矢板土留工	高さ H	±50	施工延長100mにつき1箇所以上測定。100m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する	
		根入長 L	設計値以上		
		変位	100		

上記のほか、次による。

岐阜県建設工事共通仕様書「出来形検査基準及び規格値」

岐阜県上水・工業用水道工事標準仕様書「出来形検査基準及び規格値」

参照：岐阜県建設技術基準等電子ライブラリ <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/library/index.htm>

○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行なう場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	なお、「アルカリ骨材反応抑制対策について」は次にあづるURLに掲載されている。 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/H20sankou/24sankou.pdf">http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/H20sankou/24sankou.pdf</a>	○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂、砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(高炉スラグ骨材) JIS A 5001-2(フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4(電気炉産物スラグ細骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材)	○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下。但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂及びスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合なら使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度が90%以上	試料となる砂の上部におおける溶液の色が標準色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	

○ 品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆土コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライッシュセメント) JIS R 5215(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道及び下水道水以外の水の場合: JIS A 5308 付属書3	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間差: 始凝は30分以内、終凝は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材揃り及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び氷質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行なう。	○
回収水の場合: JIS A 5308 付属書3	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間差: 始凝は30分以内、終凝は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材揃り及び28日で90%以上	ただし、その原水は上水道水及び下水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○				

○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(フランク)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行なう。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材料の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランプ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材料の差:5%以下	工事開始前、工事中1回/年以上	小規模工種で1工種当たりの総使用量が15m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種当たり1回以上。また、レディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合 土木学会基準JCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材料の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前、工事中1回/年以上		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する	○

○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆土コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリートの打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(試験の測定回数3回とする。)試験の半定は3回の測定値の平均値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種で1工種当たりの総使用量が15m<sup>3</sup>未満の場合は1工種あたり1回以上。また、レディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。</li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE CE502、503)又は建設図書の規定による。</li> <li>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</li> </ul>	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容差±1.0cm (道路橋柵版の場合) スランブ8cmを標準とする。	1回/日かつ1日当たりの使用量が150m <sup>3</sup> を超える場合には150m <sup>3</sup> 毎1回及び荷卸し時品質変化が認められた時。ただし、道路橋柵コンクリート床版にレディミクストコンクリート用いる場合は原則として全車測定を行う。・道路柵版の場合は、全車試験を行うがスランブ試験結果が安定し良好な場合は、その後のスランブ試験の頻度については監督員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当たりの総使用量が15m <sup>3</sup> 未満の場合1工種あたり1回以上。また、レディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果が指定した呼び強度の値の85%以上であること。3回の試験結果の平均値が指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試本の試験の平均値)	荷卸し時1回/日又は構造物の種類と規模に応じて、別表-1に従って打設場所でテストピースを採取する。 ・早強セメントを使用する場合は、必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。	小規模工種で1工種当たりの総使用量が15m <sup>3</sup> 未満の場合1工種あたり1回以上。また、レディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	荷卸し時1回/日かつ1日当たりの使用量が150m <sup>3</sup> を超える場合には150m <sup>3</sup> 毎1回及び荷卸し時品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当たりの総使用量が15m <sup>3</sup> 未満の場合1工種あたり1回以上。また、レディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回(供試本3本の平均値)の試験結果が指定した呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の各1回で行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当たりの総使用量が15m <sup>3</sup> 未満の場合1工種あたり1回以上。また、レディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。	



○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う		
			コンクリートの洗ひ分析試験	JIS A 1112	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数、総延長、最大ひび割れ等	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただしプレキャスト製品は除く)、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただしいずれの工種についてもPCは除く)及び高さ3m以上の堰・水門・樋門を対象とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。また、フーチング・底版等で竣工時地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSGE G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間(ただし100mを越えるトンネルでは100mを越えた箇所は30m程度に箇所で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。材齢28～91日の間に試験を行う。	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さ3m以上の堰・水門・樋門が対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレキャストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度で、所定の強度が得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査が行えない場合は監督員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、現位置のコアを採取。	コア採取位置、供試本の抜き取り位置・寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分注意を行う。圧縮強度試験の平均強度で所定の強度が得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	

○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他	配筋状態及びひびき	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひびき測定要領(案)」による。	同左	同左	同左	
			強度測定	微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)による。	同左	同左	同左	

○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上(クラッシャーラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上)アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーランを用いる場合で、上層層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	施工前、材料変更時		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時		○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数P.I. : 6以下	施工前、材料変更時	但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	CS：クラッシャーラン鉄鋼スラグに適用する。	○	
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時		○	
	施工	他	その	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が30%以下とする。	施工前、材料変更時	再生クラッシャーランに適用する。	○
				必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	定期的又は随時(1000m <sup>2</sup> につき1個)及び以上が認められた時	締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値が得がたい場合3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
		プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210			随時	モニタリングのための試験である。ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。		
		平板載荷試験	JIS A 1215			1000m <sup>2</sup> につき2回の書けで行う	モニタリングのための試験である。セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		その他	骨材のふるい分け試験		JIS A 1102		異常が認められた時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数P.I. : 6以下	異常が認められた時			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められた時	モニタリングのための試験である。		

○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
上履盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合90以上 40℃で行った場合80以上	施工前、材料変更時		○
			鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR80以上	施工前、材料変更時	MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数P.I.：4以下	施工前、材料変更時	但し、鉄鋼スラッグには適用しない。	○
			鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。	○
			道路用スラッグの呈色判定試験	JISA5015舗装調査・試験法便覧[4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。	○
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-12	1.2MPa以上(14日)	施工前、材料変更時	HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。	○
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-106	1.5kg/L以上	施工前、材料変更時	MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。	○
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	施工前、材料変更時	粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	施工前、材料変更時		○		
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-191	最大乾集密度の98%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	定期的又は臨時時(1000m <sup>2</sup> につき1個)及び以上が認められた時	締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値が得がたい場合3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	定期的又は臨時時(1回～2回/日)		
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±6%以内	異常が認められた時		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数P.I.：4以下	観察により異常が認められた時		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められた時		
	理路盤安定処	アスファルト		アスファルト舗装に準じる				

○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表参照	施工前、材料変更時	注	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時	注	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	施工前、材料変更時	注	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時	注	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による	施工前、材料変更時	注	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	注	○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時	火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーの水浸膨脹長試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	4%以下	施工前、材料変更時	火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	施工前、材料変更時	火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			製網スラグの水浸膨脹性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨脹比：2.0%以下	施工前、材料変更時	注	○
			製網スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾比重：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時	注	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	施工前、材料変更時	注	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	施工前、材料変更時	注	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	施工前、材料変更時	注	○
針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 セミブローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	注	○			

注：事前審査認定品は、認定書の提出による。認定品以外の場合は、材料の成績表に適合証明を添付する。

○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時	注	○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時	注	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 セミブローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	注	○
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 セミブローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	注	○
			薄層乾燥試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 セミブローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	注	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 舗装用石油アスファルト：表3.3.1	施工前、材料変更時	注	○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 改質アスファルト：表3.3.3 セミブローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	注	○
			高温動粘土試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 セミブローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	注	○
			60℃粘土試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 セミブローンアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	注	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時	注	○
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 定期的又は常時及び異状が認められたとき。印字記録の場合：全数	注	○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 定期的又は常時及び異状が認められたとき。印字記録の場合：全数	注	○

注：事前審査認定品は、認定書の提出による。認定品以外の場合、材料の成績表適合書提出に添付する。

○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日定期的又は随時及び異状が認められたとき。印字記録の場合：全数	注1	○
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度	随時	注1	○
	舗路場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上 X10：96%以上 X6：96%以上 X3：96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。設計図書に明記なき場合は、基準密度の90%以上。	定期的又は随時(右記摘要による)及び異常が認められた時、コアを採取して測定。※検査コアの密度測定は公的機関で測定し、管理コアの密度測定は公的機関又はプラント試験室で行うものとする。尚、公的機関で密度測定した場合は、完成検査時の品質検査は省略できるものとする。	但し、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、又は挿入回数による管理を行う。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略することができる。 (コア採取頻度) 150m <sup>2</sup> 未満 コアの抜き取りはしない 150~300m <sup>2</sup> N=1個 300~2000m <sup>2</sup> N=3個 2000m <sup>2</sup> 以上 N=3+1000m <sup>2</sup> につき1個	
			温度測定(初期締固め前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			外観検査(混合物)	目視		随時		
	他	その	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗装車線毎200m毎1回		

○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
秀・装	材料	須必	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 3-3-2(3)	施工前、材料変更時	注	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製綱スラグ(SS) 表乾比重:2.45以上 吸水率:3.0%以下	施工前、材料変更時	注	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	施工前、材料変更時	注	○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	施工前、材料変更時	注	○	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 3-3-2(4)	施工前、材料変更時	注	○	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	注	○	
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			製綱スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	施工前、材料変更時	施工前、材料変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製綱スラグ(SS):30%以下	施工前、材料変更時	注		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	施工前、材料変更時	注		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	施工前、材料変更時	注		○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	施工前、材料変更時	注		○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	施工前、材料変更時	注		○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	施工前、材料変更時	注		○
			引火点試験	JIS K 2265	260℃以上	施工前、材料変更時	注		○
			潮濕加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	施工前、材料変更時	注		○
			潮濕加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	施工前、材料変更時	注		○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス20N・m	施工前、材料変更時	注		○
密度試験	JIS K 2207		施工前、材料変更時	注		○			



○品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
排水性舗装・透水性舗装	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 定期的又は随時及び異状が認められた時。印字記録の場合：全数	注1	○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 定期的又は随時及び異状が認められた時。印字記録の場合：全数	注1	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 定期的又は随時及び以上が認められた時。印字記録の場合：全数	注1	○
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度	随時	注1	○
		その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による	設計図書による	アスファルト混合物の耐流離性の確認 注1	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による	設計図書による	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による	設計図書による	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認 注1	○
	舗設場	必須	温度測定(初期締固め前)	温度計による。	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			現場透水性試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1000m <sup>2</sup> /毎		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上 X1096%以上 X696%以上 X396.5%以上 歩道箇所：設計図書による。設計図書に明記なき場合、基準密度の90%以上。	定期的又は随時(1000m <sup>2</sup> につき1箇所)及び異常が認められた時		
			外観検査(混合物)	目視		随時		
	水道	施工	必須	水圧検査	24時間計による測定	初圧の20%以内	全路線	24時間経過後(初圧1.0MPa)

上記のほか、次による。

岐阜県建設工事共通仕様書「品質管理基準及び規格値」

参照：岐阜県建設技術基準等電子ライブラリ <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/library/index.htm>

## 第9章 写真管理基準

### ○撮影箇所一覧

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度	摘要
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	着手前1回	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	完成後	施工完了後1回	施工完了後1枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回	不要	
		施工中の写真	施工中	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜	適宜	
			施工中	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出書類を添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	施工前後	1施工箇所に1回	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	不要	工事打合簿添付する
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に1回	全景1枚	
		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に1回		
		監視員交通整理状況	作業中	各1回		
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に1回	不要	実施状況資料に添付する
	車両運搬状況	出発地荷姿	車限令の制限値を超える車両全数(往復)	全数		
(走行途中)						
使用材料	使用材料	形状寸法	使用前	各品目毎に1回	不要	品質証明に添付する
		検査実施状況	検査時	各品目毎に1回		認証マークを写すこと
品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載					
出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載					
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	被災前	その都度	適宜	被災前は付近の写真でも可
			被災直後			
			被災後			
事故	事故報告	事故の状況	発生前	その都度	適宜	発生前は付近の写真でも可
			発生直後			
			発生後			
その他	補償関係	被害又は損害状況	発生前	その都度	適宜	発生前は付近の写真でも可
			発生直後			
			発生後			
	環境対策イメージアップ	各施設設置状況	設置後	各種毎1回	適宜	排ガス規制、騒音対策シールを写すこと

○ 出来形管理写真撮影箇所一覧表

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要	
出来形管理写真	区画線工	材料使用量	施工前後	全数量		
		施工状況	施工前後	施工日に1回		
	下層路盤工	敷均し厚さ	転圧状況	施工中	各層毎400㎡に1回	アスファルト舗装工 コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 薄層カラー舗装工 ブロック舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工
		転圧状況				
		厚さ	改正後	各層毎200㎡に1回		
		幅	改正後	各層毎80㎡に1回		
	粒度調整路盤工	敷均し厚さ	転圧状況	施工中	各層毎400㎡に1回	アスファルト舗装工 コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 薄層カラー舗装工 ブロック舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工
		転圧状況				
		厚さ	改正後	各層毎200㎡に1回		
		幅	改正後	各層毎80㎡に1回		
	路盤工	敷均し厚さ	転圧状況	施工中	各層毎400㎡に1回	透水性舗装工 薄層カラー舗装工
		転圧状況				
		厚さ	改正後	各層毎200㎡に1回		
		幅	改正後	各層毎80㎡に1回		
	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ	転圧状況	施工中	各層毎400㎡に1回	アスファルト舗装工 コンクリート舗装工 薄層カラー舗装工 ブロック舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 ゲースアスファルト舗装工
		転圧状況				
		幅	改正後	各層毎80㎡に1回		
	基層工(1)	転圧状況	改正後		200㎡に1回	アスファルト舗装工
		タックコート、プライムコート	散布時		各層毎に1回	
		幅	改正後		各層毎80㎡に1回	

○ 出来形管理写真撮影箇所一覧表

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
出来形管理写真	基層工(2)	整正状況	整正後	200m <sup>2</sup> /1回	半たわみ性舗装工 排水性舗装工 グースアスファルト舗装工 ブロック舗装工
		タックコート、プライムコート	散布時	各層毎1回	
	基層工(3)	整正状況	整正後	200m <sup>2</sup> /1回	薄層カラー舗装工
		タックコート、プライムコート	散布時	各層毎1回	
		幅	整正後	各層毎80m <sup>2</sup> /1回	
	表層工(1)	整正状況	整正後	200m <sup>2</sup> /1回	アスファルト舗装工 排水性舗装工 グースアスファルト舗装工 透水性舗装工
		タックコート、プライムコート	散布時	各層毎1回	
		平坦性	実施中	1工事1回	
	表層工(2)	整正状況	整正後	200m <sup>2</sup> /1回	半たわみ性舗装工
		タックコート、プライムコート	散布時	各層毎1回	
		浸透性ミルク注入状況	注入時	200m <sup>2</sup> /1回	
		平坦性	実施中	1工事1回	

○ 出来形管理写真撮影箇所一覧表

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
出来形管理写真	コンクリート舗装板工	平坦性	実施中	1工事1回	コンクリート舗装工
		厚さ	型枠据付後	各層毎200m <sup>2</sup> 1回	
		目地段差		1工事1回	
	切削オーバーレイ工	平坦性	施工後	1施工箇所1回	
		タックコート	散布時	各層毎1回	
		整正状況	施工後	200m <sup>2</sup> 1回	
	歩道盤工	敷均し厚さ 転圧状況	施工中	各層毎400m <sup>2</sup> 1回	
		整正状況	整正後	各層毎400m <sup>2</sup> 1回	
		厚さ	整正後	各層毎200m <sup>2</sup> 1回	
		幅	整正後	各層毎80m <sup>2</sup> 1回	
	歩道舗装工	整正状況	整正後	200m <sup>2</sup> 1回	
		タックコート、プライムコート	散布時	各層毎1回	
		平坦性	実施中	1工事1回	
	排水性舗装用路肩排水工	据付状況	施工中	100m又は1施工箇所1回	

○ 出来形管理写真撮影箇所一覧表

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
出来形管理写真	管路土工(管路掘削)	掘削状況	施工中	土質が変わること	
		深さ、幅	掘削後	施工延長50mにつき1回	
	管路土工(敷き砂)	施工状況	施工中	施工延長50mにつき1回	
		転圧状況	施工中		
		幅、厚さ	施工後		
	管路土工(砂埋戻)	施工状況	施工中	施工延長50mにつき1回	
		転圧状況	施工中		
		高さ(管上厚)	施工後		
	管路土工(管路埋戻)	埋戻状況	施工中	施工延長50mにつき1回	
		転圧状況	施工中		
		高さ	施工後		
	管布設工	施工状況	施工中	施工延長50mにつき1回	管に通番を記入する
		土被り	布設後		
		配管状況	布設後		
	管継手工	ボルトナット締め付けトルク	施工中	全口数	インジケータ部が出ていることがわかるように撮影する。
		融着	施工後	施工延長50mにつき1口以上。施工延長100m未満の場合は、2口以上。	
管切断工	切断状況	施工中	切断機毎1回		
	延長	切断後	全数量		
	防錆処理(鑄鉄管)	施工後	全数量		
	清掃状況(配水ポリエチレン管)	施工中	1工事1回		
管明示テープ工	布設状況	施工中	連続		
埋戻標識シート工	布設状況	施工中	連続		

○ 出来形管理写真撮影箇所一覧表

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
出来形管理写真	構造物(人孔・弁室等)	据付状況	施工中	1施工箇所1回	
	異形管保護	施工状況	施工中	1施工箇所1回	
		高さ、幅、長さ、中心のズレ	型枠設置後		
	鋼矢板土留工	打込状況	打込中	施工延長50mにつき1回	
		根入長	打込前後		
		変位	打込後		
		数量	打込後		
	弁栓類	据付状況	施工中	1種別毎1回	
		配管状況	施工後	全数量	
	分水栓建入工	密着コア取付け	施工中	全箇所	鋳鉄管の分水に適用。
	給水管布設工	施工状況	施工中	1施工箇所1回	
延長		布設後			

○品質管理写真撮影箇所一覧表

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要	
品質管理写真	セメント・コンクリート(車道コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	試験実施中	コンクリートの種類毎1回		
		スランプ試験				
		コンクリートの圧縮強度試験		品質に劣化が見られた場合		
		空気量測定				工期中1回(現場練りのみ)
		骨材粒度測定		コンクリートの種類毎1回		コンクリート舗装の場合適用
		コンクリートの曲げ強度試験				
		コアによる強度試験		品質に異常が見られた場合		
		コンクリートの洗分け分析試験				品質に異常が見られた場合
	セメント・コンクリート(車道コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	試験実施中	対象構造物毎1回		
		テストハンマーによる強度推定調査				
		コアによる強度試験				テストハンマー試験により必要が認められた時
	下層路盤	現場密度測定	試験実施中	各種路盤毎1回		
		ブルーフローリング測定				
		平板載荷試験				路盤毎1回
		骨材のふるい分け試験		各種路盤毎1回		
		土の液性限界・塑性限界試験				品質に異常が認められた場合
		含水比試験				
	上層路盤	現場密度測定	試験実施中	各種路盤毎1回		
		ブルーフローリング				
		平板載荷試験		観察により異常が認められた場合		
		土の液性限界・塑性限界試験				
含水比試験						
アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装ご準処					
アスファルト舗装(プラント)	粒度	試験実施中	合材の種類毎1回			
	アスファルト量抽出粒度分析試験					
	温度測定					
アスファルト舗装(舗装現場)	現場密度の測定	試験実施中	合材の種類毎1回			
	温度測定					
	外観検査					
	すべり抵抗試験					



○品質管理写真撮影箇所一覧表

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
品質管理写真	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	試験実施中	合材の種類毎に1回	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	試験実施中	合材の種類毎に1回	
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
		外観検査			
水圧検査	検査実施状況	開始	各1回	終了時に監督員が立会いを行う。	
		終了			

上記のほか、次による。

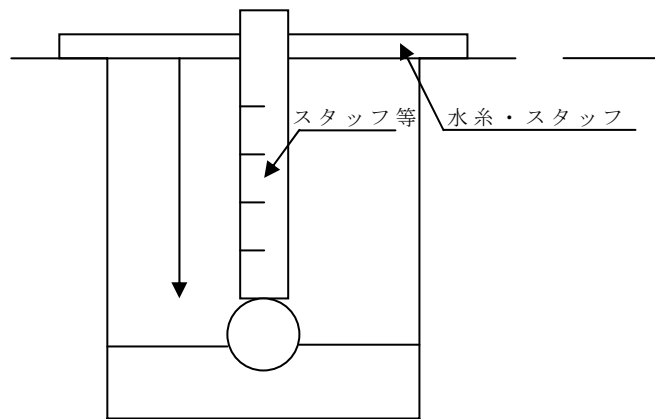
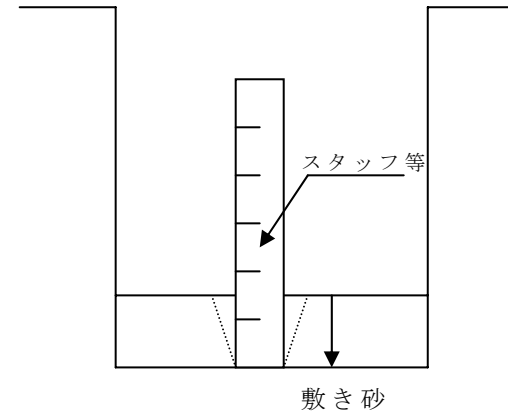
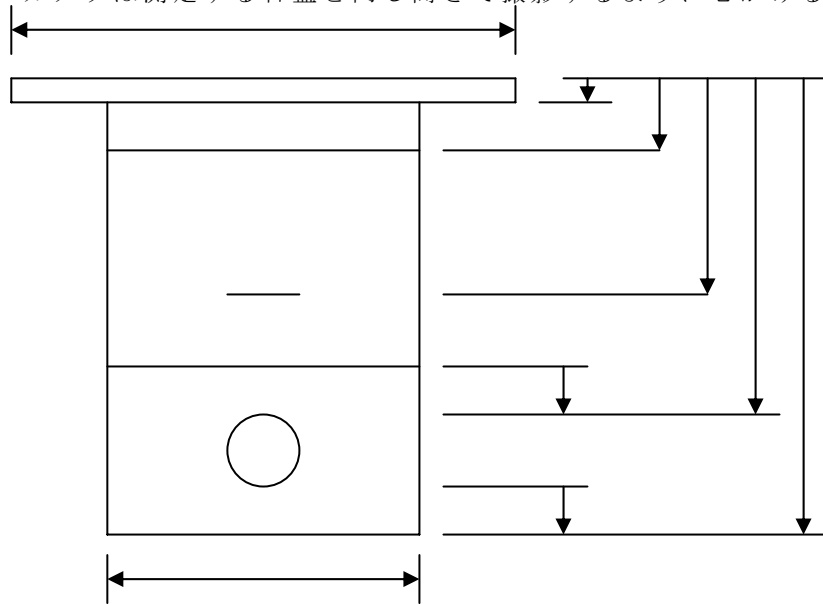
岐阜県建設工事共通仕様書「写真管理基準」

参照：岐阜県建設技術基準等電子ライブラリ <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/library/index.htm>

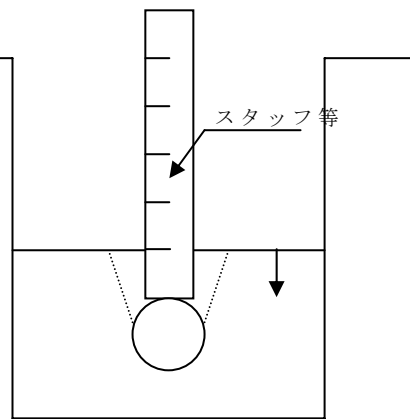
参考資料 土工関係撮影方法(路面からの下がり計測は土被りと砂以外の埋戻で、それ以外は直接計測とする)

カメラは測定する目盛と同じ高さで撮影するように心がけること(見下ろしや見上げた撮り方では、高さが正確に判らないため)

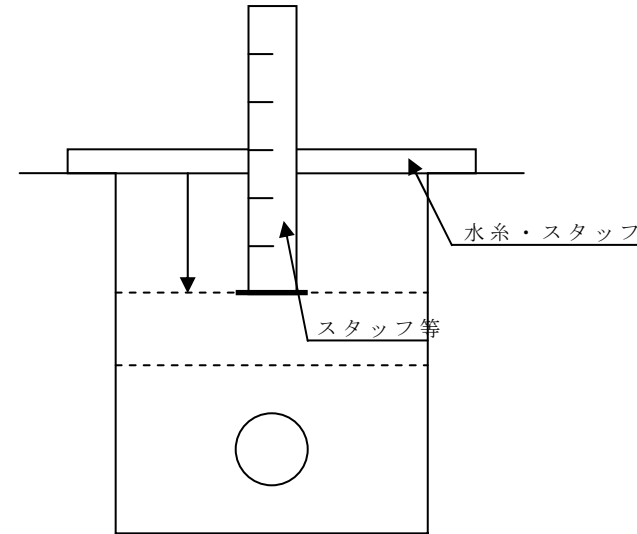
※ ↓ の計測状況を撮影し、黒板に設計値と実測値を明記する



土被り



砂埋戻



埋戻し(一層目)・標識シート